

社会を明るくする運動

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支えるチカラ～として次の活動を推進します。

行動目標

- ①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう。
- ②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう。

重点事項

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、

- 1 出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと。
- 2 帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと。
- 3 薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること。
- 4 犯罪をした高齢者・障がい者等が、社会復帰に必要な支援を受けられるよう環境を作ること。
- 5 非行少年等が学びを継続できる環境を作ること。

に関係行政機関・民間団体関係者等との連携のもとに取り組むことを重点事項とします。

問合せ さいたま保護観察所
☎ 048-861-8287

社会を明るくする運動とは、私たちが犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りを理解し、それぞれの立場において安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。法務省が提唱し毎年7月を強化月間として活動しています。始まりは昭和24年に東京銀座の商店街有志が行った非行少年の立ち直りを支援する活動で、地域住民から自発的に生まれた国民運動です。本村では、本年7月2

日に保護司、更生保護女性会で開催する予定となっております。総理大臣メッセの伝達式を行った後に、村内への街頭活動を行います。更生保護という言葉に聞き覚えがない方もいるかもしれませんが、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える活動のことで、東秩父村は小川地区保護司会（小川町、ときがわ町、嵐山町、鳩山町、東秩父村にて構成）に在籍しており、東秩父支部では3名が保護司として活動しています。内容としては、2ヶ月に1回程度の研修会や各種講演会に参加する企画の立案、裁判所・刑務所への視察等、埼玉保護観察官や更生保護女性会の皆さまにご協

力をいただき活動の輪を広げています。最近では罪を犯す人の高齢化・若年層化に伴う二極化が進み、大きな課題になっていきます。更に薬物問題も大きな社会問題になっていきます。このようななか、平成29年には再犯防止推進法が成立・施行され、民間と行政が連携して、これらの問題に取り組んでいるところです。当地域におきましては、保護観察の対象者がここ数年新規での事例はなく全国でも、めずらしい安全な地域と言われております。これからは犯罪のない安全・安心で暮らしていける地域づくりのため、活動していきましますので皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。



プロフィール

平成24年12月1日に法務大臣より保護司に委嘱され、在籍期間は6年目になりました。現在は小川地区保護司会の理事・副会長として活動しております。

日に保護司、更生保護女性会で開催する予定となっております。総理大臣メッセの伝達式を行った後に、村内への街頭活動を行います。更生保護という言葉に聞き覚えがない方も

力をいただき活動の輪を広げています。

子育てしやすい環境づくりの一環として、3人以上の子どものいる多子世帯を応援！

3さんキュー子育てチケット

多子世帯向けに、子育ての負担を軽減！

ベビーシッターなどの子育てサービスや親子ふれあいイベントなどに利用できる「3キュー子育てチケット」の申請を受付ています。

今年度から市販のおむつ、ミルクの購入も対象となりました。



【対象】平成30年4月1日以降に第3子以降の子どもが生まれた世帯（多子世帯）

※平成29年4月～平成30年3月に生まれた世帯で未申請の場合は、事務局にお問合せください。

【金額】3年間で5万円分（1年目・2年目は2万円、3年目は1万円）

【利用方法】サービスを利用した際に、チケットまたは現金で支払い。

※現金で支払った場合は、換金の際に領収書が必要ですので保管をお願いします。

（平成30年4月1日からチケットがお手元に届くまでの間に利用したサービスも対象）

【問合せ】埼玉県3キュー子育てチケット事務局（埼玉県福祉部少子政策課）

☎ 0120-39-3192（フリーダイヤル・サキユ-サイワニ）

【県ホームページ】<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kuponn/top.html>